

令和6年度 第2回門真市障がい者地域協議会 議事録

日時 令和7年2月18日（火）午後2時から午後3時まで

場所 門真中町ビル2階 会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

①地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について

②令和5年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について

③障がい者の理解啓発・理解促進について・障がい者週間キャンペーンについて

④その他

3. 閉会

■配付資料

<事前配付>

協議会資料

<当日配付>

①協議会委員名簿

②座席表

③門真市情報公開条例（抜粋）

④審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

⑤門真市附属機関に関する条例（抜粋）

⑥門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

<委員>

岡田委員（会長）、岩本委員（副会長）、小原委員、藤江委員、倉澤委員、石橋委員、青木委員、東委員、東野委員、三木委員、高田（育）委員、美馬委員

<事務局>

障がい福祉課木本課長、松本課長補佐、池田課長補佐、山田主任、坂田主任、辻本係員

■欠席者 5名（青木委員、谷掛委員、森田委員、本木委員、高田（雅）委員）

■傍聴者 1名

■議事

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の出席委員は、16名中、11名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、谷掛様、森田様、本木様、高田様、青木様は欠席でございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考慮しておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。

(会長)

ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

はい、特段ないようでしたら、「異議なし」とさせていただきます、会議につきましては原則公開とさせていただきます、市民の方々に傍聴していただくということとさせていただきます。

それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

(事務局)

それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子でござ

います。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。

協議会次第、資料1、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、資料2、令和5年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について、資料3、障がい者週間キャンペーンについてでございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

（会長）

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

議題1、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、議題1、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。

最初に日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価をおこないます。

資料1-3-①をご覧ください。

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定め

られています。本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成31年4月1日付け大阪府の指定を受けて実施しております。

報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることとあります。

評価の視点は、5点あります。

1点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができているか。

2点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とすることとされているが、適切に実施できているか。

4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。

運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-1-①、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書（様式第1号）をはじめ1-2-⑩までの資料をご参照ください。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価をおこないます。

資料1-4-②をご覧ください。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとします。

昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

5つの機能については、資料1-4-②44ページで確認してください。

報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することです。

評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。

この後、地域生活支援拠点ジェイエスを運営している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、42ページ資料1-4-①、地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

また、門真共生福祉会より、地域生活支援拠点の実施状況等報告の後に、令和7年度以降の地域生活支援拠点の運営についての報告がありますので、よろしくお願ひします。

以上、2つの報告を門真共生福祉会に一括して報告していただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思ひます。

いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようになりまひます。

説明は以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、運営事業者の社会福祉法人 門真共生福祉会より報告をお願いいたします。

(地域生活拠点)

社会福祉法人門真共生福祉会です。よろしく申し上げます。

報告の前になんですが、1点訂正をさせていただきます。44 ページの(2)④専門的人材の確保・養成のところに「専門的家」を「専門家」と訂正させていただきます。

では日中サービス支援型共同生活援助の報告をさせていただきます。

1 ページの資料1-1-①、様式第1号、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書をご覧ください。

シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は永田幸夫。

グループホームの所在地は、門真市桑才新町24番2号です。この場所に2階建ての建物があり、その1階部分がグループホームくわざいAで、2階部分がグループホームくわざいBです。構造は1階、2階とも同じ構造です。定員はグループホームの定員が7名、ショートステイの定員が3名です。

次に職員配置です。シートに記載の数字のとおりとなっています。32 ページをみてください。資料1-2-⑦は、基本的な職員配置表となりますので、こちらも併せてご覧ください。24時間365日世話人もしくは支援員がフロアに在中しています。

グループホームにはそれぞれ玄関があり、施錠されていますので、利用者も職員も混在することはありません。

1 ページの資料1-1-①に戻りまして、次に運営方針及び実施方法について報告いたします。

「1. 日中サービス支援型共同生活援助事業の運営方針」、「2. 住居内で提供する日中サービス」については、報告書の記載内容をご確認ください。

次に33 ページの資料1-2-⑧は個別支援計画の内容になります。

「3. 地域生活の支援」について説明を行います。地域生活の支援をするにあたり、移動支援等各種外部サービスを利用するようにしています。また、生活支援員や世話人と近隣のコンビニやスーパーへの買い物、散歩にも出かけています。滋賀方面などのグループ外出も行っています。

4年前まで実施しておりましたサロンについては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、昨年度まで休止しておりましたが、今年度より再開しています。

続きまして、「4. 利用者の健康管理」についてご報告いたします。

朝・夕の健康チェックを行い、緊急時や普段と違う様子が見られた場合は、看護師に通院や処置等のアドバイスを仰いでおります。通院が必要な場合は、支援員が通院の同行をして対応しております。新型コロナウイルス感染症の対応として、建物入館時のアルコールによる手指消毒、グループホーム内でのアルコー

ル消毒、職員のマスク着用の徹底を行っております。またグループホーム内に、紫外線照射装置であるエアロシールドを設置しております。

続きまして、「5. 指定計画相談事業者との連携」について報告します。3ヶ月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行っております。変更などの突発的な事情があった場合は、ケース会議を実施しています。35 ページの資料1-2-⑩に一覧表が記載されていますのでそちらも併せてご覧ください。

続きまして「6. 行政機関への手続等の代行」です。ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員が主となり各種手続きを代行しています。郵送で手続きを行えるものは郵送の代行を行っております。代行する際も委任状が必要な場合は委任状を携え、利用者本人の同行が必要なケースでは、同行したうえ、手続きを行っております。

「7. 家族との交流の機会の確保」についてです。毎月ご家族と連絡を取るようにはしております。週末等に帰宅希望がある場合は、その希望に沿う形で対応しております。

「8. 定員規模」については、10名以内の定員で運営しております。

「9. 短期入所」についてです。令和6年11月末時点での実績です。

男性フロアであるくわざいAについては、延べ518名の方が利用されています。緊急の受け入れは3名。受け入れ理由としましては、強度行動障がいによる他事業所の受け入れ困難、自宅火災による受け入れ、家族の入院による長期入院が挙げられます。

女性フロアであるくわざいBについては、延べ622人の方が利用されています。緊急の受け入れは3名。受け入れ理由としましては、強度行動障がいによる他事業所の受け入れ困難、刑務所出所後の生活訓練、虐待による緊急保護が挙げられます。

次にご利用者情報です。主に知的障がいのある方が入居されています。

平均区分は令和6年11月時点の入居者で、男性5.7、女性5.6となっております。平均年齢は、男性が47歳、女性41歳で最年少が26歳、最高齢が54歳となっております。

最後にその他ですが、職員向けに虐待等の研修、事例発表会、定期面談を実施しています。事務作業の効率化やバックオフィス業務の見直しを行い、職員会議の回数を増やして、より密に職員連携がとれるようにしています。

続きまして、42 ページの資料1-4-①様式第一号、地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください。

シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長永田幸夫。

所在地は門真市桑才新町 24-2。開設年月日は平成 31 年 4 月 1 日です。
地域生活支援拠点の 5 つの機能について、その実施状況を説明いたします。

①相談支援です。

基幹相談支援センターえーるが地域生活支援拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談できる体制をとっております。土日祝を含め 24 時間、地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、対応が可能となっております。担当している職員で対応が難しい場合に備え、管理職に携帯電話、スマートフォンを携帯させ、対応できる状況としております。土日祝や夜間に電話や来所による相談は、令和 6 年 12 月時点ではございません。

続いて②緊急時の受け入れ・対応です。

短期入所 6 名定員（男 3 名・女 3 名）の枠の空きを利用し、緊急時の受け入れを実施しています。緊急受け入れ実績はくわざい A で 9 名、くわざい B で 4 名です。くわざい A で行動障がいによる他事業所の受け入れ困難、家族の入院による長期受入れ、自宅火災による緊急受け入れを実施いたしました。くわざい B では、刑期満了後の受け入れ、虐待による受け入れ、他の事業所の受け入れ拒否による受け入れを行いました。緊急時の受け入れは、受け入れの連絡が入り次第、法人本部、基幹相談支援センター所長、エリアサポート室長との合議により、受け入れ決定を行うこととしています。

続いて③体験の機会・場の提供です。

グループホーム内にショートステイを併設しており、ショートステイを利用することで、グループホームでの生活を体験することができます。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。

令和 3 年度から引き続き、行動援護従事者養成研修を実施しました。令和 6 年度は 54 名の受講が決定しています。インターンや職業体験、実習などを受け入れ調整する役割も担っています。また、外国人人材の採用、育成も進めております。令和 4 年度より引き続き留学生のアルバイト 3 名を継続雇用し、特定技能実習生を 3 名採用しています。令和 6 年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業に参加し、大阪府下の参加法人との研修や交流を行いながら、門真市内の他法人にも声をかけ、より専門的な知識、技術を身につける実践報告会の場を設けております。

最後に⑤地域の体制づくりです。

基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に、他法人の事業所と緊密な連携を行っております。また、地域生活拠点事業として、講師を招き、世話人向けの研修会を門真市内の法人に声をかけ、実施しています。法人本部職員は、地域やさらに広域の団体の委員や役員、講師を担い、地域並びにその周辺も含めた協力、連携体制の

構築を行っております。

それでは最後に 46 ページの資料 1 - 5、地域生活支援拠点の短期入所についてをご覧ください。

先ほどの説明のとおり、短期入所を 2019 年度に設置し、日中サービス支援型グループホーム 7 名のフロアに併設する形で運用してきました。令和 6 年度より、男女 1 名ずつ、短期入所をトレーニング型として運用を開始しています。トレーニング型とは半年から 1 年を目途として、グループホームの空間の体験や生活を経験していただき、地域のグループホームや一人暮らしを目指して、集団生活の機会を、短期入所を通して体験いただくものになります。

これまでの実績としては、記載のような虐待保護後に地域のグループホームに移行する為のトレーニング、出所者の一人暮らしをするためのトレーニング、施設入所からの地域移行の為の一時的受け入れ、地域のグループホームへ移行していくためのトレーニング、引きこもり解消のための体験、とトレーニングによる地域のグループホームへの移行といった実績をあげることができています。

一方で短期入所によるトレーニングの実施には以下の課題が挙げられます。

一つ目は短期入所のため、通院介助や移動支援の支給がされないケースがある。二つ目は、支給されないために、トレーニング中にヘルパーを利用した生活を送ることができない。三つ目は、金銭管理の責任の所在が曖昧になる。

2022 年までの新型コロナによる利用減はありましたが、移行、トレーニング型やその他事由による長期受入を実施しても、表のように満床にならない状況にあります。市内の他法人の短期入所の利用率も 5 割程度の月もあるとのことですが、当法人が緊急時満床の際の受け入れが困難な際は、他法人の受け入れを実施できるような連携も行われつつある状況です。

そこで、2025 年度より短期入所各 1 名分をグループホームの空床型短期入所として、より利用者の希望に応じたサービスを展開していきたいと思っております。

報告は以上です。

(会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

今、共生福祉会の方からご説明がありました、令和 7 年度から地域生活支援拠点の短期入所の男女各 1 名分をグループホームの空床型短期入所とすることにつきまして、市としての考え方を述べさせていただきます。こちらの方は、男女各 1 室の短期入所が減少するものではなく、利用者の状況等に応じて短期入所としてもグループホームとしてもどちらでも利用できるということですので、

利用者の希望に応じてサービスを提供していただけるのではないかと考えてお
りまして、市としては、利用者さんの利便性が向上するのであれば問題はないの
かなと考えております。

以上になります。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、
ご意見ご質問等ございませんか。いかがでしょうか。欠席されている委員の方か
らご意見を頂戴しておりますので、事務局よりご紹介をお願いします。

(事務局)

はい、本日欠席されたB委員からのご意見を事務局から報告いたします。

「利用者の健康管理では法人雇用の看護師に対応の指示等仰ぎ、協力医療機
関として蒼生病院との時間外等の通院対応もされておられます。日々の利用者
の健康状態もしっかり把握されているようですし、訪問リハビリも実施されて
おられます。また、日中サービス支援型共同生活援助サービスでは、重複障がい
の方も対象にされており、幅広く受け入れをしていただけていることが伺われ
ます。くわざいA, Bとも各評価項目で障がい者の方目線でしっかり対応されて
いることがよくわかり、十分に対応いただいていると思います。

引き続き、地域の障がいのある方への支援をしていただければと思います。」
以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、ご意見ご質問等ご
ざいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はいどうぞ。

(L委員)

資料説明ありがとうございました。今、報告の中で、満床の際に連携が行わ
れている他法人のショートステイと連携ができてきているのは、すごいありがたい
なと思っておりますが、連携が必要ということは、今後、ジェイエスさんだけ
での多機能型の地域拠点ではなく、面的整備に広げていくような必要性を利用
者としては感じております。行政としてその辺をどのようにお考えになって、
取り組む方向性はあるのかどうかを1点聞かせていただきたいのと、ショート
ステイを男女1床ずつのグループホームにということで、多機能に多目的に使
うことは状況・状態によって必要ではあるかとは思いますが、グループホ

ームは家賃発生がするじゃないですか、ショートステイは公費で部屋代はいら
ないじゃないですか。この辺の利用者負担について同等とは考えにくいので、
そこら辺もどのお考え、一緒ではないっていう思いがありますので、家
賃が入ったり入らなかったりっていうような運営をされるのか、お聞きしたい
です。よろしくをお願いします。

(会長)

それでは事務局よろしくをお願いします。

(事務局)

多機能型から面的整備の部分に関しましては、今、多機能型の中でも事業所間
の連携はある程度取れてると思っておりますが、多機能型では厳しい部分もある
と感じてる場所もありますので、将来的には、すぐにはなかなか難しいとは思
うんですけども、その辺りも考えていかないといけないという認識ではいま
す。

家賃の部分に関しましてはですね、あくまで流動的な使い方、例えば刑務所
から出てこられた方であるとか、そういった経済力がないような方に関しまし
ては、一定ショートステイで繋いでですね。ご家族さんとかそういったところで
連携が取れてきて、グループホームで安定した生活を送っていった方がいいと、
その家賃の部分の負担とかそういったところも問題なく、サービスを使いなが
ら生活していった方がいいと、そういう風な状態になってくればグループホー
ムの方に切り替えてというような形で柔軟な対応ができるのかなと思ってお
ります。

(会長)

いかがでしょうか。追加質問、よろしいでしょうか。

はい、それではないようでしたら、運営内容についての評価となるご意見を各
委員様より伺いしたいと思っております。

まず、1点目の域生活支援拠点で運営する日中サービス支援型共同生活援助
グループホームにつきまして、ご意見のある方お願いいたします。

特にないでしょうか。

はい、それで大丈夫でしたら続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営
につきまして、ご意見のある方は伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょ
うか。
はい、どうぞ。

(L委員)

拠点对応とされる緊急時と言われる対象になるっていう人っていうのはどんな人なのか。結構、会でも、緊急として親が認知症になって困ってるっていう人がいらっしゃっても、他の事業所に行かれていて、拠点につながらず、でも相談支援の担当者さんがたまたまよく頑張ってくださいって、次の行き先、グループホームであったりとか入所の施設であったりとかが見つかるっていうケースがあるんですけど、私たち、地域で暮らしている当事者団体としては、緊急拠点对応者じゃなかったのあの人たちっていうような声がよく聞かれているんです。

どういった場合に拠点对応をしていただけるのか、ある程度マニュアルがあるのだったら教えてください。

(会長)

はい、それではお願いいたします。

(地域生活拠点)

ありがとうございます。緊急の度合いというのは、色々捉え方がまずあると思っています。例えば親御さんが急病で、その日お子様の面倒をみることができない。これも緊急だと思います。もう一つは先ほどの報告にありましたが、虐待が発生したとき。すぐに保護しないといけない。これも緊急ですよ。その緊急という言葉のひとつ考えた時に、どの部分までが、どの部分から、我々が必ずやらないといけないのかっていうところがまずあります。

L委員もおっしゃったように、今、門真の相談支援専門員はすごく頑張ってくれています。なので、一時的にそこに相談支援の方に相談が入った時に、そこできっちりさばいてくれる方がたくさんなので、ひとえに緊急と言っても、拠点あるいは基幹相談にその報告がかかってくるということはないという状況なんですね。

ところが、昨年もありましたが、虐待で18歳になりたての方を保護しています。これは、仮にこれがうちの満床だった場合、これは必ず基幹相談に情報が入りますので、基幹相談を中心に、まずは市内の短期入所事業所などに当たっているといったようなフローはあります。

ただ、マニュアル的なものはありません。よろしいでしょうか。

(L委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
はいどうぞ。

(C 委員)

直接、評価には関係することではないんですけども、昨年12月にマイナンバーカードと保険証の紐付けということもありまして、他の高齢、障がい、各入所施設なんかはその管理、それこそ従来のマイナンバーであれば大体家族さんが持っていて、本人の近くにいらなくてもいいんですけども、医療機関の受診の際に必要なっていう場合は色々されると思うんですけども、今のどんな形で管理されてるかとか、また市としてどういう風な形で管理すべきかっていうところなど、もし方針があればかお願いしたいなと思います。

(地域生活拠点)

マイナンバーなど管理のところですね。我々、法人の担当の方で金銭管理を行わせていただいています。金銭管理を希望する方については、いろんな、受給者証であったりとか、マイナンバー含めて、きちんと1人1人金庫的なものがあります。そちらの方に管理させていただいています。

マイナンバーについては、個々の管理というよりは、もう法人本部で、金庫にも一括管理をさせていただきまして、必要に応じて出して、きちんと記載を取るといったような感じになってます。

これでよろしいでしょうか。

(会長)

はい。ちょっとそれぞれ、1点だけ質問させていただいてよろしいですか。
成年後見との関係はどうなっていますか。

(地域生活拠点)

後見人ももちろんいらっしゃいます。で、金銭管理等を含めて必ず後見人さんを通してやります。

(会長)

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。それじゃないようでしたら。ただいま出ました委員の皆様からの評価、意見を踏まえまして、今後のグループホームの運営及び地域生活支援拠点の運営を行っていただきたいとお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

はい、それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題 2、令和 5 年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私より、「議題 2、令和 5 年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。

資料 2 の 47 ページになります。

令和 5 年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。

令和 5 年度の相談件数は 5 件あり、相談の対応した課としましては、学校教育課が 3 件、障がい福祉課・人権市民相談課が 2 件ありました。

相談があった 5 件についての、相談の種別としましては、合理的配慮の提供に関する相談事例が 2 件、不当な差別的取扱に関する相談事例が 2 件、環境の整備に関する相談事例が 1 件でした。

相談分野としては、教育に関するものが 3 件、住宅に関するものが 2 件となっております。

相談者は、障がい者本人からの相談が 2 件、障がい者の家族からの相談が 3 件、障がい者の支援者からの相談が 1 件でした。

また、障がい種別で見ると、身体障がい者に関する相談が 1 件、知的障がい者に関する相談が 2 件、精神障がい者に関する相談が 1 件、発達障がいに関する相談が 1 件となっています。

性別・年代では、男性 1 件のうち、10 代が 1 件、女性 3 件のうち、40 代が 1 件、10 歳未満が 1 件となっています。

相談に対する対応としましては、問題が解決した事例が 4 件、継続して対応を行っている事例 1 件でした。

相談の内容としましては記載のとおりですが、例年相談がある障がいのある児童に対しての学校での体制整備の相談に加えて、令和 5 年度は障がいを理由とする住宅に関する事案が 2 件ありました。

いずれも、大阪府と連携し、不動産業者を訪問するなど対応に当たっています。

以上で、「議題 2、令和 5 年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、ただいま事務局の説明につきまして、

ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

私の方から質問ですけど、これは不動産業者の対応についてはまだ解決に至らずなんでしょうか。

(事務局)

両方とも不動産業者には訪問させていただいて、理解、啓発にはあたりました。

実際2件とも、その業者ではもう借りないってことをご本人がおっしゃっていたので、それで終わってるような状況です。

(会長)

はい、ありがとうございます。何か皆さんの方で、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、それではないようでしたら、では、続きまして、議題3、「障がい者理解啓発、理解促進について、障がい者週間キャンペーンにつきまして、事務局より説明いたします。

(事務局)

資料3の48ページをご覧ください。初めに、資料の訂正についてお伝えさせていただきます。資料裏面49ページの5、次年度に向けての3段目の右端の部分、「手言語条例パンフレット」となっていますが、正しくは、「手話言語条例パンフレット」ですので、訂正させていただきます。

それでは、私より、議題③、障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

障がい者週間キャンペーン(大阪ふれあいキャンペーン)は、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。

本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、啓発物等の配架及び自主製品の販売を行いました。

今年度につきましては、障がい者週間の直前の12月1日に市民プラザで実施された門真市総合防災訓練にキャンペーンの一環として啓発ブースを出展し、災害時の障がい児者の支援方法などについての啓発や障がい理解啓発物の配架を行いました。

また、12月3日～9日には門真市役所別館玄関ロビー、市民プラザ、そよら

古川橋駅前の3ヵ所で障がい理解啓発物等の配架、1日のみですが、門真市役所別館前芝生広場で自主製品の販売を行いました。

啓発物として、『災害時の障がい者支援』についてチラシ、ヘルプマークチラシ、視覚障がい者ガイドヘルパーの日チラシ、視覚障がい者ガイドヘルパーの日啓発用ポケットティッシュ、クリアファイル、手話言語条例パンフレット、自主製品などの配架を行いました。

また、障がい者キャンペーンの市民の方への事前周知について、広報11月号・12月号、ホームページ、市役所庁内のシティナビタでの周知など行いました。配布物については、前年度と同じ400部としましたが、今年度も各関係機関の方々の事前周知や全ての啓発物に自主製品を封入したことなどからほぼキャンペーン中になりました。

初めて総合防災訓練に啓発ブースを出展しましたが、啓発物も1日で120部あまりを配布でき、防災訓練参加者の多くに、掲示していた防災グッズや支援方法についても、興味を持って見ていただけたのではと考えています。

事務局としましては、来年度もキャンペーン会議で各関係機関と相談しながら、よりよいキャンペーンを開催できればと思っております。

各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。以上になります。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、皆様からご意見、ご質問等いかがでしょうか。

それではまず、今日、本日欠席されている委員のご意見をご紹介いただきたいと思っております。お願いします。

(事務局)

本日欠席されたE委員からのご意見を事務局から報告いたします。

「ふれあいキャンペーンについて、当日の参加された事業所のみなさんと交流できた点はよかったです。市民の方の参加が少なく、啓発する対象がいなかったのが残念でした。以前の市役所での会議室で実施したときのほうが市民の方々と障がいのある人の交流ができたと思います。」以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆様から見ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(L 委員)

何度も失礼します。私もこのキャンペーンの実行委員なんてここで言っているのかどうか、反省会とかではお伝えしているんですけども、ここに掲載がないので発表させていただきます。

行政として差別や合理的配慮っていうのが法律に定まっているんだから、市民に障がい者理解をするのは絶対しないといけなくなっていると思うんです。けども、今年はこの障がい者キャンペーンについては、実行委員会の回数も少なく、私は欠席している中で決まってしまうと、確かに地震とかたくさんありますし、防災について不安はあったのですが、共催ではなく、初めから防災訓練がある中に、ブースをやらせていただいただけで、借りてきた場所の行事と思いました。

行政としては、配架物を全部配りましたよって、すごいよかったですよって報告を、実行委員会の最後の会議があったんですけど、私は市民に啓発だけできたのかっていう、何も感じるものがなかったの、実感するものがなかったの、配架物と自主製品の販売だけで障がい者理解啓発ができた、と思われている門真市の事務局にとっても不安を感じています。

そこを、何かイベントをやってくださいっていうに何度も何度も同じことを申し上げたのに、出席させていただいて、でも全然前向きな事務局の進行がないので、本当に悲しくなって、ふれあいキャンペーンを次年度前向きに取り組むやる気があるんですかっていうような意見を言ってしまったっていうのが、当日の本当に悲しい出来事でした。

あと、広報にも理解啓発ページを掲載しましたって言われましたけど、じゃあ知的、発達障がいの方はこんな特徴がありますとか精神障がいの方がいますっていうページをしっかりと取っていただいて書いていただいたのかっていうのは、全くどこに書いてあるかわからない、ふれあいキャンペーンの記事ってどこなのって私は探したような次第です。本当に当事者の生活の苦しさ、困難であるっていうことを事務局はどれだけ親身になって図ってくださってるのか、とても辛い会議でしたので、ご報告させていただきます。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。今のご意見につきまして、事務局で何かコメントございますでしょうか。

(事務局)

今回、ふれあいキャンペーンにつきましては市民プラザの方でやりまして、実際来られてる市民の方も少なかったというのも現実であります。

ただ、おっしゃっておられるようにですね、我々もまたできるだけ障がい者理解について努めていきたい思ってるんですけど、なかなかやっぱりいろんなことがあります。いろんなことのその思いもありまして、できてなかった部分もあったと思います。

今後におきましては、もう 1 度深く考えて、来年いいものができたらなと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今のご意見、非常に大事なところで、現在取りまとめている地域包括ケアというのがありまして、これは子ども、障がい、高齢関係なく、地域の中でどう生活していくのかということで、共生社会を組み立てていくのが非常に重要な考えがあって、できましたら、これは社会福祉協議会も含めて議論をしていただき、その中で、その3つの分野ではなくて、この3つの分野を総合して、どういうふうに触れ合って共生社会を作っていくのかという、ある意味ではまちづくりにも関係しているところで、この障がい単独でというよりは、できるだけ市民の方のご協力をいただきながらやっていただくと、もう少しこのキャンペーンが盛り上がるんじゃないかと思しますので、ぜひ様々な創意工夫をしていただいて、広がりがある、あるいは地域社会の皆さんのご協力をいただきながら、共感し合える社会を作っていただくようお願いを申し上げ、私の意見とさせていただきます。

他にいかがでしょうか。特段ないようでしたら、本日の会議は以上となります。今後の会議の予定等を含めまして、進行につきましては事務局にお返しいたします。

(L 委員)

すみません。

(会長)

はい。どうぞ。

(L 委員)

すみません、議案ではないんですけども、この地域協議会が非常に報告で形骸化していて、協議会の部会編成などの変革の願いをずっと前からしているんです。なかなかそこも動きがないので、ずっと報告では、私たち障がい者の生活の協議の場であるはずなのに、本当に困りごとがたくさん、今は、移動

支援がなくなったりとか、緊急時対応は本当に年齢、高齢化の 8050 問題が、まさにたくさんの会員が抱えている当会としましても不安材料が大きいので、1 つずつでもここで協議をするように変えていただきたいという思いで、大阪府の障がい者相談支援アドバイザーの制度があることを課長にもお願いしていて、なかなか手を挙げてくださらないんです。そのアドバイザーが入ってくることでこの協議会の協議の運営方法も変わってくると思うので、次年度、もしくはその次の年でもいいので、ぜひ大阪府から、できるだけ早い年度にそういう取り組みを申し出て、この協議会が課題の協議の場となるように、せっかく大阪府はそういう取り組み手伝いますよ。私は大阪の方で要望書を出す機会があって、地域協議会がこんな風に形骸化してるというような意見を出しますと、こういう取り組みが、大阪府でやってる取り組みを使ってもらってくださってという風に聞いておりますので、ぜひ、せっかくある機能なので、またまとまりのない話をしてはいますが、取り組んでほしいというのと、この協議会で1 つでもいいので、暮らしに役立つ協議を、皆さんとして、じゃあどうしたらいいかなってというような話し合いの場として、せっかく集まってくださっているので、そういう議題も、協議の場として使えるようにお願いしたいです。まとまりのない意見で申し訳ありません。

(会長)

はい。では、ぜひ事務局の方で、今のご意見を踏まえながら、次年度以降の協議のあり方ということでご検討いただければという風にお願ひしたいと。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、事務局に議事をお返しいたします。

(事務局)

会長、進行ありがとうございます。

それでは、今後の会議の予定及び議事録について、事務局からご説明いたします。

今年度の協議会は、これで終了いたします。

委員の皆様任期につきましましては、3月31日をもって満了となりますことから、3月に入りましたら委員の推薦依頼をさせていただき、推薦に基づきまして、委員委嘱をさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、来年度の会議回数といたしましては、7月、2月の年2回の開催を予定しております。

今後ともよろしくお願ひいたします。

来年度も引き続き、委嘱させていただきます委員の皆様におかれましては、大

変更お忙しいとは存じますが、ご協力をよろしくお願い致します。

会議の日程調整につきましては、新年度に入りましてから、行いたいと存じますので、よろしくお願い致します。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。